

# おおひらき訪問看護サービス 重要事項説明書

(令和5年 11月 1日現在)

## 1 事業所の概要

### (1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

法人名	有限会社インフィニット
事業所名	おおひらき訪問看護サービス
所在地	〒031-0841 青森県八戸市大字鮫町字大開15-2
電話番号	0178-20-9511
FAX番号	0178-32-1310
介護保険事業所番号	0260390232 (指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)
訪問看護ステーションコード	0390232
サービスを提供できる地域※	八戸市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	看護師	1名	-	あり	1名	訪問看護従業者及び業務の管理 (看護職員兼務)
看護職員	看護師	-	5名	なし	5名	訪問看護業務
	准看護師	-	1名	なし	1名	
理学療法士		1名	-	なし	1名	
合計		2名	6名	-	8名	-

### (3) サービスの提供時間帯 ※時間帯により料金が異なります。

	通常時間帯 7:00~18:00	早 朝 6:00~8:00	夜 間 18:00~22:00	深 夜 22:00~6:00	備 考
平日	○	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	○	
休業日	なし				

## 2 当事業所の訪問看護の特徴

### (1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 運営の方針	お客様の要介護状態の軽減若しくは症状悪化の防止又は要介護状態となること の予防、病状悪化防止を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、 適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。 また、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図 ります。
----------------	--

(2) サービス利用にあたり

事 項	備 考
看護師の変更	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	概ね年6回 研修を実施します
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。

3 サービスの内容

	内 容
訪問看護	ア 療養生活や介護方法についての相談
	イ バイタルサインチェックと疾患別症状観察
	ウ 食事、入浴、排泄など日常生活の世話
	エ リハビリテーション
	オ 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理
	カ がん、難病、認知症の方の看護（看取り含む）
	キ その他

4 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）に対して介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の料金になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(1) 【介護保険】①<訪問看護> ( )内は1割負担の場合。 1回あたりの料金

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師が行う訪問看護	3,130円 (313円)	4,700円 (470円)	8,210円 (820円)	11,250円 (1,125円)
理学療法士等が行う 訪問看護	2,930円 (293円)	※1回あたり20分。1週間に6回を限度。 ※1日2回を超えて行う場合は、1回につき90/100の料金となります。		
准看護師が行う訪問看護	上記の料金のそれぞれ90/100の料金になります。			
同一建物に対する減算 (Ⅰ) 又は (Ⅱ)	上記所定単位数へ10%又は15%減算（区分支給限度基準額の対象外）			

②<介護予防訪問看護> ( )内は1割負担の場合。 1回あたりの料金

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師が行う 介護予防訪問看護	3,020円 (302円)	4,500円 (450円)	7,920円 (792円)	10,870円 (1,087円)
理学療法士等が行う 介護予防訪問看護	2,870円 (287円)	※1回あたり20分。1週間に6回を限度。 ※1日2回を超えて行う場合は、1回につき90/100の料金となります。		
准看護師が行う訪問看護	上記の料金のそれぞれ90/100の料金になります。			
同一建物に対する減算 (Ⅰ) 又は (Ⅱ)	上記所定単位数へ10%又は15%減算（区分支給限度基準額の対象外）			

基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

③<付加サービス>（ ）内は1割負担の場合。

※緊急時訪問看護加算	1月につき	5,740円	(574円)
※特別管理加算（Ⅰ）	1月につき	5,000円	(500円)
※特別管理加算（Ⅱ）	1月につき	2,500円	(250円)
※サービス提供体制強化加算	1回につき	60円	(6円)
初回加算	1月につき	3,000円	(300円)
看護体制強化加算Ⅰ	1月につき	5,500円	(550円)
看護体制強化加算Ⅱ	1月につき	2,000円	(200円)
退院時共同指導加算	1回につき	6,000円	(600円)
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	2,500円	(250円)
長時間訪問看護加算	1回につき	3,000円	(300円)
※ターミナルケア加算		20,000円	(2,000円)

注) ※は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

## (2) 【医療保険】

医療保険からサービスを利用する場合は、お客様の健康保険の負担割合に応じた、下表に対して1～3割の負担額となります

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師、理学療法士		週3日目まで	5,500円
			週4日目以降	6,550円
	准看護師		週3日目まで	5,050円
			週4日目以降	6,050円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	看護師、理学療法士	同一日に2人	週3日目まで	5,550円
			週4日目以降	6,550円
		同一日に3人以上	週3日目まで	2,780円
			週4日目以降	3,280円
	准看護師	同一日に2人	週3日目まで	5,050円
			週4日目以降	6,050円
		同一日に3人以上	週3日目まで	2,530円
			週4日目以降	3,030円
訪問看護管理療養費		月の初日の訪問		7,440円
		月の2日目以降の訪問		3,000円

緊急訪問看護加算	2,650円×緊急訪問回数	特別管理加算	2,500円または5,000円
24時間対応体制加算	6,400円/月1回	特別管理指導加算	2,000円/該当月
長時間訪問看護加算	5,200円/週1回	訪問看護情報提供療養費	1,500円/月1回
退院時共同指導加算	8,000円/該当月	退院支援指導加算	6,000円/該当月
在宅患者連携指導加算	3,000円/該当月に1回	訪問看護ターミナル療養費	25,000円/該当月
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円/該当月に2回		
難病等複数訪問加算	4,500円/2回訪問日数 8,000円/3回以上訪問日数		
複数名訪問看護加算	4,300円（看護師：週1回） 3,800円（准看護師：週1回）		
早朝・夜間・深夜加算	早朝（6～8時）夜間（18～22時）2,100円 深夜（22～6時）4,200円		

## (2) 保険外料金（実費負担）

### ア 保険外の訪問看護

30分毎に（8：00～18：00）	2,500円
早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）	3,125円（25%増し）
深夜（22：00～6：00）	3,750円（50%増し）

### イ その他の保険外料金

死後の処置料（エンゼルケア） ※死後にお体を綺麗にするための処置を行います。	10,000円
交通費	サービス提供地域の方は無料 それ以外の方は1kmあたり40円
衛生材料費	必要に応じ実費

## (3) その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

### イ 料金の支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、毎月23日に口座自動引落としにてお支払いいただきます。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

ウ お客様の体調の変化等、都合により利用日時の変更となる場合があります。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員または地域包括支援センターとご相談ください。（介護保険の場合）

### (2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに通知します。

### ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください）
- ・お客様が亡くなられた場合

### エ その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為やハラスメント行為を行った場合は、文書で通知とともに、協議の上サービス終了させていただく場合がございます。（他事業所の紹介をいたします）

## 6 サービス内容に関する苦情

### (1) 弊社お客様苦情相談窓口担当

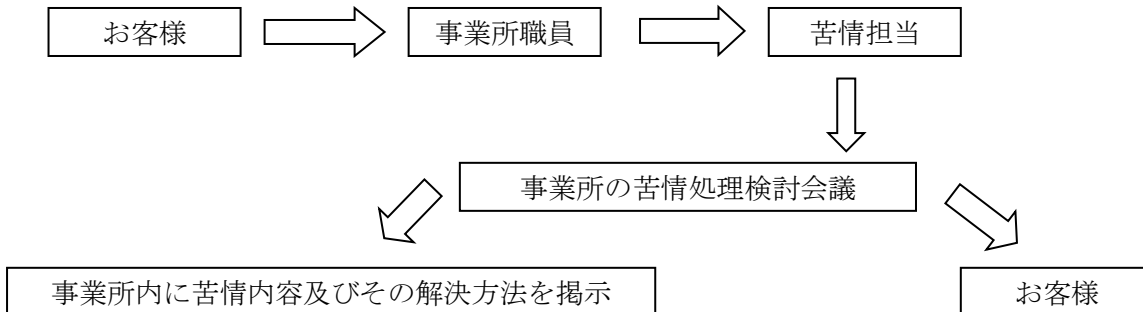
担当者 富田 早苗 (管理者)

電話 0178-20-9511

受付日 年中

受付時間 午前9時～午後6時 (18時～翌9時: 080-1660-9243 又は 080-1660-9245)

### (2) 苦情処理体制



### (3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 八戸市介護保険課 0178-43-2111 (代表)

イ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 0177-23-1336

ウ 福祉サービス相談センター(青森県運営適正化委員会) 0177-31-3039

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	続柄		電話番号	

## 8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所は株式会社損害保険ジャパンと損害賠償保険特約を結んでおります。)

## 9 高齢者虐待の防止について

(1) 「有限会社インフィニット 高齢者虐待防止のための指針」に則り、虐待の発生防止・早期発見、また虐待が発生した場合はその再発を防止するために適切な措置を講じます。

(2) 当事業所の従業者は虐待防止に関する研修を年1回以上行います。

## 10 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を洩らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を洩らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、予め文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

令和 年 月 日

私は、当該訪問看護事業所の利用開始にあたり、本書面により、  
事業所職員( )より重要事項の説明を受け、サービスの利用開始に同意します。

利用者 住所

氏名

利用者代理人 住所

氏名

(続柄: )

## 緊急時訪問看護利用同意書

緊急時の訪問看護体制（緊急時訪問看護加算）について担当職員より説明を受け、このサービスを利用することについて同意します。

緊急時訪問看護	お客様又はそのご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が計画的に訪問することになっていない場合に、緊急的に訪問看護を行うこと。
---------	---

緊急連絡先	①事業所	0178-20-9511	午前9時～午後6時
	②携帯電話	080-1660-9243	24時間対応
	③携帯電話	080-1660-9245	※①・②不通の場合

有限会社インフィニット  
おおひらき訪問看護サービス 管理者 殿

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

利用者代理人 住所

氏名

(続柄： )